(監査委員事務局 包括外部監査人による監査の結果に基づき講じた措置の公表)

## 監查委員公表第729号

令和5年3月31日付け監査委員公表第704号及び令和6年3月29日付け監査委員公表第722号で公表した包括外部監査人の監査の結果に基づき、大分県知事、病院局長、教育委員会教育長及び公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年2月28日

大分県監査委員	長名	5 尾	雅	通
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	森		誠	_
大分県監査委員	守	永	信	幸

## ○ 措置状況の概要

令和5年度包括外部監査結果(令6.3.29公表)に対する措置状況

- (1) 監査テーマ:「債権管理(県税に係るものを除く。)に関する財務事務の執行について」
- (2) 概要

				措置	の内容(件	数)
	名称	所管部局	監査の結果		対応困難	検討中
		課(室)	(件数)	対応済	対応不可	(対応進行
					71/m- 1 1	/検討)
<u></u>	① 貸 付 金 I	短り /口 /井立				
1	医師修学資金	福祉保健部 医療政策課	2	1	1	0
2	医師研修資金	福祉保健部 医療政策課	1	1	0	0
3	看護師等修学資金	福祉保健部 医療政策課	1	0	0	1
4	母子父子寡婦福祉資金	福祉保健部 こども・家庭支援課	3	2	0	1
5	高度化資金	商工観光労働部経営創造・金融課	4	3	1	0
6	  県制度資金預託	商工観光労働部 経営創造・金融課	1	1	0	0
7	大分県土地開発公社造成事業	商工観光労働部 企業立地推進課	2	1	1	0
8	労働福祉制度資金	商工観光労働部 雇用労働室 (旧 雇用労働政策課)	2	2	0	0
9	おおいた中小企業活力創出基金造成資金	商工観光労働部 工業振興課	3	3	0	0
10	世界農業遺産ファンド推進事業資金	農林水産部 農林水産企画課	3	2	0	1
11	大分県農業経営改善促進資金	農林水産部 団体指導・金融課	2	2	0	0
12	大分県農山漁村女性・若者活動 支援資金	農林水産部 団体指導・金融課	5	5	0	0
13	農業経営緊急対策アシスト資金	農林水産部 団体指導・金融課	1	0	1	0
14	沿岸漁業改善資金	農林水産部 団体指導・金融課	9	9	0	0
15	就農支援資金	農林水産部 新規就業・経営体支援課	1	1	0	0
16	乳用優良雌牛貸付事業資金	農林水産部 畜産技術室	1	0	0	1
17	大分県肉用牛生産基盤拡大支援 事業	農林水産部 畜産振興課	4	4	0	0
18	産地食肉センター整備事業資金	農林水産部 畜産振興課	3	3	0	0
19	森林造成整備事業資金	農林水産部 林務管理課	2	2	0	0
20	乾しいたけ生産安定資金	農林水産部 林産振興室	2	2	0	0
21	大学奨学金貸与事業	教育庁 教育財務課	2	0	1	1
22	通信制課程修字奨励金	教育庁 教育財務課	1	1	0	0
23	高等学校等奨学金貸与事業(奨 学会)	教育庁 教育財務課	2	1	1	0
24	地域改善対策奨学金	教育庁 人権教育・部落差別解消推進課	2	0	0	2
	小	計	59	46	6	7

				措置	の内容(件	数)
	名称	所 管 部 局 課 (室)	監査の結果 (件数)	+4 rt >>t	対応困難	検討中
		(土)	(11 3/4)	対応済	対応不可	(対応進行 /検討)
	② 未 収 金					
1	大分県地域活力づくり総合補助金	企画振興部 おおいた創生推進課	2	2	0	0
2	生活保護法に基づく返還金、徴収金	福祉保健部 保護・監査指導室	3	3	0	0
3	被保護家庭の高校奨学資金返還 金	福祉保健部 保護・監査指導室	1	0	0	1
4	児童福祉法第56条第2項の規定 に基づく負担金	福祉保健部 こども・家庭支援課、 障害福祉課	4	4	0	0
5	行政代執行費用	生活環境部 循環社会推進課	1	0	1	0
6	農業改良資金貸付金 農業改良資金違約金	農林水産部 団体指導・金融課	6	6	0	0
7	港湾使用料 (一般会計) 港湾使用料 (特別会計)	土木建築部 港湾課、各土木事務所	5	5	0	0
8	県営住宅使用料 (一般会計)	土木建築部 公営住宅室	3	2	1	0
9	個人医業未収金	病院局 大分県立病院	7	5	1	1
	小	計	32	27	3	2
	合	計	91	73	9	9

(監査テーマ:債権管理(県税に係るものを除く。)に関する財務事務の執行について)

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
医師修学資金	【結果】指摘 2-1	71 2 7 7 1	報告書
	留年者に対する資金貸付につ		43ページ
   福祉保健部	いて		1
(医療政策課)	貸付金の利用者が留年した	   留年に伴い貸与期間が1年延長され	
,, ,,,,,	年度についても、引き続き修	た場合、1,135,800円(特別選抜の場合)	
	学資金の貸与が継続されてい	の追加貸与のかわりに勤務義務期間は	
	  る。勤務義務年数が延長され	   貸与期間の1.5倍の11年(10.5年の小数	
	るなどの一定のペナルティは	   点以下切り上げ) に延長される。延長さ	
	あるものの、他の貸付金の利	れた2年間は地域勤務を行う必要があ	
	用者に対する公平性の観点か	り、地域医療への貢献に対する費用対効	
	らも、貸与期間の上限を定め	果は高い。	
	るなど当該年度における貸与	利用者から不公平との声はなく、貸与	
	のあり方を検討する必要があ	期間に上限を定めることにより地域枠	
	る。	志願者の減少や途中離脱が懸念され、地	
		域の医師確保に影響を及ぼす恐れがあ	
		ることから、現行のままとする。引き続	
		き、大分大学と連携しながら学生の支援	
		を行い、留年をしないよう学生に働きか	
		ける。	
		【対応困難】	
	【結果】指摘 2-2		報告書
	連帯保証人の適格性について		44ページ
	連帯保証人について、独立	連帯保証人について、申請書記入例及	
	して生計を営む成年者ではな	びチェックマニュアルに「世帯を別にす	
	い保証人が設定されている	る独立して生計を営む成年者2名」と明	
	等、資力の適格性が考慮され	記し、令和6年3月8日に対象学生へ送	
	ていない。適格な保証人が設	付した。マニュアル及びチェック体制を	
	定されているかの確認を行う	強化し、不明な場合は所得証明の提出を	
	べきである。	求めるなどの対応も実施していく。	
		引き続き、記入例やマニュアル等に沿	
		った適切な事務処理を行う。	
	I/A m V I/A m	【対応済】	<b>-</b>
医師研修資金	【結果】指摘 3-1		報告書
<u>↓= ↓ [ /□ /₂+, ↓</u> □	医師研修資金に関する予算枠		48ページ
福祉保健部	について	<b>人和人居(日)、北岳)、大大民主地田</b>	
(医療政策課)	貸与申請実績が予算枠を下	令和6年1月に対象となる医療機関	
	回っている状況が続いてい	を訪問し、教授、事務担当者に対して医	

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備考
	る。研修生の認知度を上げる	師研修資金貸与制度の説明及び学生・研	
	取組を行う等、申請数を増や	修医への周知依頼を行った。	
	すための方策を検討する余地	引き続き、制度の周知に努める。	
	がある。	【対応済】	
看護師等修学資	【結果】指摘 4-1		報告書
金	返還猶予の申請手続及び債権		54ページ
	の回収可能性について		
福祉保健部	修学資金返還猶予申請書を	貸付金の返還猶予申請については期	
(医療政策課)	当該理由が生じた日から20日	限内に提出するよう指導している。	
	以内に提出することになって	当該債務者は、家庭の事情を理由に返	
	いるが、なされていないもの	還猶予を申請しているが、返還の意志は	
	がある。また、当該事案では、	あり、返還の時期や方法について検討を	
	債務者は返済猶予を繰り返し	行っている。	
	ており、貸付金の返還も含め、	なお、令和5年度末に本人から返還の	
	今後の方向性を検討する必要	可能性について話があったため、協議や	
	がある。	調整等を行ったが、結果的に返還は先送	
		りとなった。	
		【検討中(対応進行)】	
母子父子寡婦福	【結果】指摘 7-1		報告書
祉資金	未収債権の分類区分に応じた		68ページ
	適正な管理について		
福祉保健部	大分県母子父子寡婦福祉資	年2回の償還強化月間(9、2月)の	
(こども・家庭	金貸付金債権管理マニュアル	際に、市及び地域福祉室から提出される	
支援課)	には、未収債権を「要注意」「要	報告書にて未収債権の状況確認を行っ	
	指導」「履行延期の特約等」「徴	ているため、今年度から債権管理マニュ	
	収困難」「徴収不能」の5分類	アルの区分に則った調査を追加し、個別	
	に区分し、それぞれの区分に	債権ごとに区分管理を行う。併せて、区	
	応じた管理方針が定められて	分に則った対応を実施するよう、市及び	
	いる。しかし、区分管理はされ	地域福祉室へ指導を行う。	
	ておらず、マニュアルの運用	区分管理により、徴収困難や徴収不能	
	が十分ではない。	となっている債権の整理を行う。	
	未収債権を個別債権ごとに	【対応済】	
	各分類に区分し、分類の方針		
	に準拠した手続を行う必要が		
	ある。		
	【結果】指摘 7-2		報告書
	不納欠損処分の検討について		69ページ
	不納欠損処分は平成22年を	令和6年9月の償還強化月間の結果	
	最後に実施されていない。し	を元に、徴収困難や徴収不能となってい	
	かし、徴収不能の債権は生じ	る債権の整理を行う。	

名 称	監査の結果及び意見	措	置	<i>O</i>	内	容	備	考
名 称	監査、 を表示のでは、金では、金では、金では、金では、金では、金では、金では、金では、金では、金	【検討中 令貨を選手 をを を を を を を を を を を を を を を を を を を	年全加がてヨ当っするが、	能行)】 になっとこを業で付返。なとの説真	審になるなおではないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	準を がける でしい が を が が りが しい が しい が は が りが は が りが りが りが りが りが りが りが りが りが りが りが りが り	備 報 71ペー	
高度化資金 商工観光労働部 (経営創造・金 融課)	る余地がある。 【結果】指摘 8-1 審査体制の強化について 専門的な知識・経験を持ち、適切な判断が出来る人材を有した組織体制を整備し、貸付審査を行う必要がある。	つ職員が から、 するない からない からない からない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない な	所判か保引治信がいる。	に必構き続育座	されていまれるものおいかのかった。	資格の職品と持いる場合とは 一が断の は 一 が の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	報告	

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		支援に向けた職員の育成を図るとともに、専門人材として活躍が期待できる職員(1次試験合格者)については、中小企業大学校の中小企業診断士養成研修に派遣するなど、職員の資質向上を図っていく。 加えて、中小機構から事業計画内容についての助言等をもらうなど、必要に応じて外部の専門的な知識・経験を持ち、適切な判断が出来る機関と連携を行う。 【対応済】	
	【結果】指摘 8-2 貸付規則等の整備について 貸付規則及び貸付要綱はA 方式を前提として整備されて おり、B方式を想定した取扱 いは定められていない。B方 式に対応した規則等を定め、 規則等に沿った貸付手続を実 施する必要がある。		報告書 76ページ
	【結果】指摘 8-3 事務処理要領の見直し及び決算書の早期入手について 事務処理要領では決算後2 ヶ月以内に決算書を入手する と定められているが、実際には2ヶ月以内に入手すること は出来ず、半年後を目標に入 手しているため、実際の運用 に合わせて要領を見直す必要 がある。	実態及び他県状況を踏まえ、決算書の 入手時期を2ヶ月→4ヶ月に変更した (令和6年8月1日改正)。 【対応済】	報告書 76ページ
	【結果】指摘 8-4 回収手続の徹底について 延滞している債務者に対し ては、強制執行等の手続も実	担保資産を有する債務者は、現在も事業継続中であり、現時点においては強制	報告書 77ページ

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	施すべきである。	執行により債務者が倒産する可能性が	
		極めて高いことから、中小企業支援の立	
		場からも慎重な対応が必要である。引き	
		続き、債務者の状況を注視するととも	
		に、担保等の強制執行の実行を含め、適	
		切な対応を講じていく。	
		【対応済】	
県制度資金預託	【結果】指摘 9-1		報告書
	貸付実績が乏しい資金につい		81ページ
商工観光労働部	て		
(経営創造・金	提供されている資金によっ	貸付実績が少ない資金については、利	
融課)	ては、利用実績が乏しいもの	用の促進を図るため金融機関や商工会・	
	も見受けられる。長期にわた	商工会議所等に更なるPRを行ってい	
	り利用実績が乏しい資金につ	くとともに、引き続き、資金メニューを	
	いては、必要に応じて見直し	見直しのうえ、統合や廃止等の対応を講	
	を検討することが望ましい。	じていく。	
		【対応済】	
大分県土地開発	【結果】指摘 10-1		報告書
公社造成事業	未分譲区画の有効活用につい		87ページ
	て		
商工観光労働部	未分譲となっている区画に	社会経済情勢の不確実性により、方針	
(企業立地推進	ついて、有効活用を図るため、	転換の時期や要件をあらかじめ定めて	
課)	今後も譲渡が見込まれない場	おくことは困難である。	
	合にどの段階で方針転換する	【対応困難】	
	か、検討する必要がある。		
	【結果】指摘 10-2		報告書
	事業の合理性検討について		88ページ
	当該造成事業に係る事業費	造成事業を計画する際は、当該事業を	
	が企業誘致による経済効果に	含む過去の造成事業の実績を参考に、事	
	照らして妥当であったか分	業採算性を十分精査する。	
	析・検討し、今後、造成事業を	【対応済】	
	計画する際に役立てることが		
	望まれる。		
労働福祉制度資	【結果】指摘 11-1		報告書
金	制度の存在意義及び周知方法		92ページ
	の検討について		
商工観光労働部	近年の利用実績が少ないた	当貸付制度は、中小企業労働者等の生	
(雇用労働室)	め、制度が県民のニーズに合	活の安定向上を目的としており、最後の	
	致しているか、及び県民への	セーフティーネットとしての役割を今	
	周知方法を再検討する必要が	後も適切に果たしていく必要がある。	

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備考
	ある。	制度周知としては、リーフレットを作	
		成し、令和6年8月21日、市町村の労政	
		主管課をはじめ、商工会議所や商工会な	
		ど経済団体やハローワーク等へ送付し、	
		配布の協力を依頼した。	
		併せて、県ホームページにも掲載し、	
		取扱金融機関の各支店窓口でも本制度	
		の利用呼びかけを行うとともに、県内企	
		業へリーフレットを郵送し、県民に対し	
		広く周知している。今後も引き続き制度	
		周知を図り、利用の促進を図る。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 11-2		報告書
	融資対象者の確認について		93ページ
	融資対象者が要綱で定めら	令和5年10月から取扱金融機関と調	
	れた条件に合致しているか否	整し、ローン借入れの申込みがあった際	
	かの確認は、取扱金融機関に	に、「ローン借入申込書兼保証依頼書」	
	委ねられており、県は確認し	及び「資金使途明細書」を県と共有し、	
	ていない。県としても制度の	目的に沿って適切に使用されているこ	
	目的に沿って資金が適切に使	とを県も確認することとした。	
	用されていることを確認すべ	【対応済】	
	きである。		
おおいた中小企	【結果】指摘 12-1		報告書
業活力創出基金	単年度融資の是非の検討につ		96ページ
造成資金	いて		
	短期貸付金を毎期繰り返し	今後、短期貸付けから長期貸付けに切	
商工観光労働部	融資しているが、実質的には	り替える予定としており、必要な予算措	
(工業振興課)	長期的な貸付けが行われてい	置について総務部と庁内調整を行う。	
	るとみなされるべきである。	【対応済】	
	年度末には一旦返済されるた		
	め、実質的には継続して融資		
	しているにもかかわらず、県		
	の財務諸表には計上されない		
	ため、実態と異なる表示にな		
	っていると言わざるを得な		
	V'o		
	単年度融資とすることの是非		
	を再検討し、反復かつ継続的		
	に行う貸付けは長期貸付金に		
	切り替えることが望まれる。		

名 称	監査の結果及び意見	措	置	0)	内	容	備	考
	【結果】指摘 12-2						報告書	<u></u>
	担保の徴求について						96~-	ージ
	貸付けを行うに当たっては	令和6年	三度の	貸付け	から担	旦保を徴求		
	担保を徴することとなってい	することと	した。					
	るが、県単独融資の1億円に	【対応済】						
	ついては担保ではなく念書の							
	み取り付けている。担保を徴							
	求できるのであれば、徴求す							
	べきである。							
	【結果】指摘 12-3						報告書	<u></u>
	要領に基づく適正な手続の実						97~~-	ージ
	施について							
	おおいた中小企業活力創出	運営委員	会会に	おいて	毎年度	度承認を受		
	基金事業実施要領では、基金	けている実	態に関	叩する。	よう、彳	令和6年1		
	運用益の未使用額の繰越につ	月に該当条	文を引	女正した	F_0			
	いて知事の承認を得ることと	【対応済】						
	しているが、実際には承認手							
	続が取られていないため、要							
	領の手続を徹底するか、ある							
	いは手続が必要でない場合は							
	要領の見直しも検討すべきで							
	ある。							
世界農業遺産フ	【結果】指摘 13-1						報告書	<u></u>
アンド推進事業	ファンド資金の運用益の使途						99~~-	ージ
資金	に関する規程について							
	世界農業遺産ファンド推進	使途をあ	<b>うまり</b>	細かく	定める	ると提案の		
農林水産部	事業資金貸付要綱には「ファ	幅を狭めて	しま	うため、	要綱	では大まか		
(農林水産企画	ンド造成に必要な資金の貸付	な指針のみ	を定め	めている	る。活動	動内容につ		
課)	けを行う。」と記載されている	いては、県	だけて	はなく	公社や	や金融機関		
	が、資金運用益の具体的な使	等で構成さ	いれる	審査委	員会に	こて審査を		
	途までは規定されていなかっ	行い、活動	が趣旨	に沿っ	たもの	のであるか		
	た。	の確認を行	ってい	いる。				
	可能な限り効果的・効率的	【対応済】						
	な活用を図るため、資金運用							
	益の使途の明確化をその内容							
	とする、要綱の見直しを検討							
	することが望ましい。							
	【結果】指摘 13-2						報告書	<b>=</b>
	ファンド(当事業)の運営継続						100∼°	ージ
	の可否について							

名 称	監査の結果及び意見	措	置	の	内	容	備	考
	ファンド(当事業)の運営継	世界農業	<b></b> 進達	の認定	に基づ	がいたアク		
	続の可否を検討すべき事象等	ションプラ	シンが制	削定され	<b>いてお</b>	り、アクシ		
	が明らかにされておらず、費	ョンプラン	の中で	で、認知	度ほか	全19の		
	用対効果の不十分な事業が継	目標指標を	定めて	ている。				
	続的に行われてしまうのでは	農業遺産	産の認:	定継続	につい	ては、国		
	ないかという懸念がある。	(国連)の	モニタ	リンク	ブを受け	ナ、そこで		
	ファンドの長期運用資産の	指摘された	た内容:	が事業	のベー	-スとなる		
	満期前であっても、事業継続	アクション	ノプラ	ンに反	映され	ることと		
	の可否の検討を要する事項を	なっている	。 ため、	この枠	組みを	を通して費		
	定め、必要に応じて売却や期	用対効果等	等の運	営内容	の検証	Eを行って		
	日前償還、補助事業への切り	いる。						
	替え等を検討することが望ま	農業遺産	ミファン	/ドは、	環境保	保全や次世		
	しい。	代継承とい	いった	永続的	な活動	かを支援す		
		るため、中	長期的	Jかつ妄	定した	と財源の確		
		保を目的に	設置さ	されてい	いるもの	のである。		
		県だけでは	はなく、	民間か	らの出	資も含め		
		運用されて	おり、	地域が	一体と	こなって推		
		進していく	という	う意味な	j)らも、	現在のス		
		キームが望	建ましい	١,				
		【対応済】						
	【結果】指摘 13-3						報告書	<b>=</b>
	印紙代について						100∼°	ージ
	県によると単年度予算の必	電子契約	うによる	5印紙種	見の削液	咸を軸に、		
	要性から県と公社との間で貸	公社との検	計・記	間整を近	進める。	,		
	付契約書を毎年度締結してい	【検討中	(対応)	進行)】				
	るが、そのたびに印紙代(公社							
	負担)が40万円ほど発生して							
	いる。単純計算すると20年で							
	1,200万円が発生する可能性							
	が考えられる。							
	例えば、電子契約への変更、							
	議会の議決を得た場合には自							
	動更新できる旨の契約書の導							
	入など他のスキームを検討し							
	て本当に現在のやり方が3E							
	の観点から望ましいものであ							
	るかを見直す余地がある。							
大分県農業経営	【結果】指摘 14-1						報告書	<u></u>
改善促進資金	貸付対象者の事業継続の確認						106∼°	ージ
	等について							

名称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
農林水産部	預託額が金融機関から県に	各振興局の普及業務において、金融機	
(団体指導・金	   返還された場合であっても、	  関と連携して経営状況を把握し、経営改	
融課)	融資機関が貸し付けた債権に	善に向けたサポートを行っており、その	
	ついて延滞等を生じさせたり	内容を随時情報共有している。事業効果	
	廃業したりした者がいないか	についても、関係部署と情報共有し、継	
	等について、貸付対象者(認定	続的に把握していく。	
	農業者) の経営、所得、就労の	また、融資対象者は、認定農業者であ	
	状況に関する継続調査等によ	り、5年ごとに規模拡大に向けた農業経	
	り、本貸付事業の効果を中長	営改善計画を市町村に提出し、再認定を	
	期的に把握する余地がある。	受ける必要がある。このため、市町村や	
		各振興局と連携し、中長期的に経営状況	
		を把握していく。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 14-2		報告書
	県が調査を必要とするケース		106ページ
	について		
	県の要綱では「県知事及び	要綱に定める一括償還に該当する場	
	大分県農業信用基金協会は、	合などは、調査・報告を求めることにな	
	この資金に係る事業等に関	るが、これまで一括償還に該当するケー	
	し、必要があると認めるとき	スはなかったことから、調査・報告の実	
	は、借入者及び融資機関の関	績はない。指摘内容を踏まえ、円滑な融	
	係書類等を調査し、又は報告	資を行うため、令和6年度中に調査・報	
	を求めることができる。」との	告が必要な事象などを検討し、担当者が	
	定めがあるものの、これまで	異動しても対応できるように整理する。	
	調査、報告を求めていないと	【対応済】	
	のことであった。必要と認め		
	られる事象の例示等により整		
	理したものを所管課内で作成		
	し、担当者が変わってもスム		
	ーズな対応ができるようにし		
	ておくことが望ましい。		
大分県農山漁村	【結果】指摘 15-1		報告書
女性·若者活動	担い手の定着状況等の把握に		112ページ
支援資金	ついて		
	貸付金は、生産者の育成と	各振興局の普及業務において、金融機	
農林水産部	作業環境等の整備を図ること	関と連携して経営状況を把握し、将来的	
(団体指導・金	を目的としている。担い手の	に認定農業者となるようサポートを行	
融課)	定着状況や貸付前後の経営規	っている。その後の事業効果について	
	模の変化などを追跡調査する	も、5年ごとの認定農業者の再認定の際	
	ことにより、当貸付金が県全	に農業経営計画書等を関係部署と情報	

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	体の産業振興につながってい	共有し、継続的に確認していく。	
	るか否かを確認する余地があ	【対応済】	
	る。		
	【結果】指摘 15-2		報告書
	貸付実行報告書の記載事項に		112ページ
	ついて		
	貸付実行報告書において債	今後、貸付けが実行され、連帯保証契	
	   務保証の有無の欄に「無」と記	約を締結した場合は、貸付実行報告書に	
	載されたものが見られたこと	債務保証「有」と記載した上で、備考欄	
	   から、所管課に確認したとこ	に連帯保証と明記することとし、適切な	
	ろ、大分県農業信用基金協会	債権の保全に努めていく。	
	の保証を受けられなかったた	【対応済】	
	め、連帯保証契約を締結した		
	とのことであった。この場合		
	においては、債務保証の有無		
	の欄に「有」と記載した上で、		
	備考欄には「連帯保証」と記載		
	するなど、債権保全が適切に		
	図られていることを報告書上		
	に示すことが望ましい。		
	【結果】指摘 15-3		報告書
	事業着手時期の明確化につい		112ページ
	て		
	貸付要綱に事業着手の時期	事業の着手時期については、これまで	
	が具体的に定められておら	具体的な定めがなかったことから、振興	
	ず、県が保管している資料か	局が現地で状況を確認するなどの対応	
	らは、事業の実際の着手時期	を行っていたが、事務処理要領に事業の	
	がいつであったか判断できな	着手時期が判断できるような定めを追	
	かった。	加した(令和6年12月6日施行)。	
	事業が目的に沿ったものと	【対応済】	
	なるよう、貸付要綱に事業着		
	手時期についての定めを設け		
	る必要がないか検討された		
	V,		
	【結果】指摘 15-4		報告書
	無利息融資金の不正流用のリ		113ページ
	スクについて		
	無利息の借入金制度は、他	融資の際に、調査の可能性があること	
	の資金に流用されるリスクに	を説明することで流用リスクを抑止す	
	つながる可能性があることか	るとともに、融資機関と連携し、随時調	

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	ら、当該リスクに応じた調査	査を実施していく。	
	手続を検討、実施することが	【対応済】	
	望ましい。		
	【結果】指摘 15-5		報告書
	貸付金の予算額と決算額の推		113ページ
	移について		
	農山漁村女性・若者活動支	制度の周知について、県庁HPや、各振	
	接資金貸付金の決算額は、予	興局、融資機関等の関係機関に加え、地	
	算額を継続的に下回ってい	域振興関係部署を通じて、観光ツーリズ	
	る。そのため、ニーズの把握や	ム、NPO、中山間地域の女性グループ等、	
	制度の周知に課題がないか、	農山漁村地域の活性化に取り組む団体	
	必要に応じて予算額や事業メ	等への情報提供など、周知方法を工夫	
	ニューの見直しを行う余地が	し、ニーズの掘起しを行っていく。	
	あると考える。	【対応済】	
農業経営緊急対	【結果】指摘 16-1		報告書
策アシスト資金	制度及び契約の見直しについ		115ページ
	て		
農林水産部	近年、県からの貸付金が少	本制度資金は、原資を県が負担すると	
(団体指導・金	なく、また県信連が県から償	いう前提で組み立て、県信連に委託して	
融課)	還金額に応じて受ける事務処	いるものであり、契約内容を見直し、原	
	理手数料も少ない状況が続い	資を融資機関に負担させることは、同種	
	ている。県と融資機関双方に	の資金も含めて困難である。	
	とって、効率の悪い業務が一	【対応困難】	
	定期間継続している状況と言		
	える。		
	所管課によると本貸付事業		
	は令和6年度に終了する見込		
	みという。今後、別の貸付金事		
	業で同様のケースが見込まれ		
	る場合においては、事務の効		
	率性を勘案し、契約の見直し		
	等を検討されたい。		
沿岸漁業改善資	【結果】指摘 17-1		報告書
金	事務処理要綱の整備について		122ページ
	令和4年6月30日改正の大	要綱23条の二重記述については、令和	
農林水産部	分県沿岸漁業改善資金事務処	6年3月2日に改正、同日施行し、県庁	
(団体指導・金	理要綱をデータで入手したと	HPにも修正した内容を掲載した。	
融課)	ころ、第23条の条項が2か所	【対応済】	
	存在し、文章が完成していな		
	いものが見られた。要綱の整		

名 称	監査の結果及び意見	措	置	の	内	 容	備	考
	備を適切に行う必要がある。							
	【結果】指摘 17-2						報告書	ŧ
	提出書類のチェックについて						122~	ージ
	県漁協から提出された沿岸	令和6年	三1月2	9日に	県漁協	に対し、事		
	漁業改善資金委託手数料請求	務処理要綱	間を確認	忍した_	上で、原	所定の様式		
	書や沿岸漁業改善資金延滞取	を使用し、	提出	前にも	再度確	<b></b>		
	立奨励金請求書の様式が、事	ど、具体的	に指導	算し、会	和6年	<b>F度から改</b>		
	務処理要綱に沿ったものでは	善すること	としれ	た。また	こ、県は	こおいても		
	なかった。県は、県漁協からの	提出資料の	)チェ	ックな	ど丁等	でに対応し		
	各提出資料について、要綱の	ていく。						
	規定、様式に沿っているかを	【対応済】						
	都度丁寧にチェックすること							
	が求められる。							
	【結果】指摘 17-3						報告書	## ##
	延滞取立奨励金の請求の時期						122~	ージ
	について							
	延滞取立奨励金の請求が、	指摘内容	がを踏る	まえ、合	和6年	<b></b>		
	年度末にまとめて県漁協から	に県漁協と	:協議し	<b>ノ、要</b> 締	周及び 彗	契約書に記		
	県に行われている。当該請求	載の請求時	対が	在認した	た上で、	、四半期ご		
	は、事務処理要綱や契約書に	とに請求す	つるよう	5指導1	し、令和	116年度か		
	おいて四半期ごとに行うこと	ら改善する	ことと	とした。				
	が定められていることから、	【対応済】						
	今後は四半期ごとに行うか、							
	あるいは要綱の規定を実態に							
	合わせて見直すことが望まし							
	V,							
	【結果】指摘 17-4						報告書	ŧ
	書類の提出及び収受の遅れに						123~	ージ
	ついて							
	収納済通知票の収受日が事	今後は、	規定に	従った	報告を	を行うよう		
	務処理要綱の規定に基づく期	令和6年4	4月8	日付け	で県漁	魚協に通知		
	限を過ぎているものがあっ	した。						
	た。規定に沿った報告を行う	【対応済】						
	よう県漁協に通知すべきであ							
	る。							
	【結果】指摘 17-5						報告書	
	償還日が休日の場合の取扱い						123~	ージ
	について							
	償還日が休日の場合の取扱					計が休日の		
	いについて、事務処理要綱に	場合の取扱	いを気	どめた星	要綱にi	改正、同日		

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備	考
	明記しておくことが望まし	施行し、県庁HPにも修正した内容を掲		
	V,	載した。		
		【対応済】		
	【結果】指摘 17-6		報告書	
	延滞理由の検討について		124~-	ージ
	今後、新たな延滞金が発生	ここ数年新たな長期延滞事例は発生		
	した場合には、当該延滞者に	していないが、指摘内容を踏まえ、新た		
	関する貸付時の資産背景や属	な延滞者が発生した場合は、原因分析を		
	性、延滞理由などを可能な限	行い、延滞リスクの軽減につなげたい。		
	り分析、整理し、事業メニュー	また、延滞を未然に防げるよう、日頃か		
	や支援策の見直しに活用でき	ら経営状況について、振興局や融資機関		
	るよう工夫されたい。	と情報共有を行い、延滞を未然に防げる		
		ような経営指導をサポートしていく。		
		【対応済】		
	【結果】指摘 17-7		報告書	
	償還誓約書と異なる入金があ		124~-	ージ
	った際の対応について			
	数年前の償還誓約書に基づ	指摘の内容を踏まえ、今後、滞納者と		
	き支払いが行われていると考	の接触状況など、対応記録として残して		
	えられるものの、支払額が当	いく。		
	該誓約書の償還計画と異なる	【対応済】		
	金額となっているケースにお			
	いて、行われた対応やその記			
	録が十分でないものが見受け			
	られた。			
	誓約書を効果的に利用して			
	滞納者と接触し、可能な限り			
	その記録を残すことが求めら			
	れる。			
	【結果】指摘 17-8		報告書	
	誓約書の取扱いについて		125~-	ージ
	誓約書について、滞納整理	指摘の内容を踏まえ、今後、事務処理		
	事務処理要領に沿った取扱い	要領に従って、各滞納者の経過期間に応		
	が行われていないケースが見	じた面接、誓約書の提出等の事務処理を		
	受けられる。所管課は日常的	実施する。		
	に要領を閲覧して内容を把握	【対応済】		
	した上で、規定に沿った業務			
	を行っていく必要がある。			
	【結果】指摘 17-9		報告書	
	滞納整理事務の進め方につい		126~~	-ジ

名 称	監査の結果及び意見	措	置	<i>(</i> )	内	容	備	考
	τ							
	沿岸漁業改善資金台帳には	台帳がき	+整備の	の延滞す	皆につい	いては、令		
	延滞者や違約金発生者の一覧	和6年1月	月23日	までに、	台帳	を作成し、		
	が記載されているものの、滞	督促や誓約	的書の作	乍成、償	實還状?	兄などの滞		
	納整理事務が事務処理要領に	納整理事務	务の処理	里状況を	を記載	した。		
	沿って行われているかどうか	【対応済】						
	については記載されていな							
	l V vo							
	当該台帳には、督促や誓約							
	書、保証人の追加等の事務処							
	理に関する進捗状況等も記載							
	することが望ましい。							
	これによって、県担当者に							
	異動が生じてもタイムリーに							
	事務手続が行われるととも							
	に、延滞者や違約金発生者へ							
	の対応が公平に行われている							
	ことも明らかになると考え							
	る。							
就農支援資金	【結果】指摘 20-1						報告書	<b></b>
	延滞者に対する対応について						141~	ージ
農林水産部	定期的に貸付主体である大	これまっ	でも貸	付主体	である	公社と延		
(新規就業・経	分県農業農村振興公社(以下	滞者の回り	仅方針	につい	て協議	養を行って		
営体支援課)	「公社」という。) から送付さ	おり、直近	では全	介和6年	三11月に	こ協議を実		
	れる延滞者台帳をもとに、今	施し、その	お果を	を記録し	している	る。引き続		
	後の延滞者の債権回収方針に	き公社と	は定期	的な協	議の一	環で実施		
	ついて公社と協議し、その結	し、必要に	に応じて	て指導・	助言等	<b>筝を行って</b>		
	果を記録して残しておくこと	いく。また	と、その	際の協	議結界	果を記録と		
	が望ましい。	して残して	ておく。					
		【対応済】						
乳用優良雌牛貸	【結果】指摘 21-1						報告書	
付事業資金	事業予算の規模について						146~	ージ
	新規貸付分については、毎					は、事業実		
農林水産部	年度確保している予算額と比	施主体では						
(畜産技術室)	べ実績額が少ない状態が続い					1までの実		
	ているため、実績を踏まえた	績を踏まる	_		没定す.	る。		
	予算額を設定することが望ま	【検討中	(対応)	進行)】				
	しい。							
大分県肉用牛生	【結果】指摘 22-1						報告	
産基盤拡大支援	提出書類の不整合について						149~	ージ

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
事業	畜産公社からの提出資料の	提出資料の日付と添付資料の日付の	
	日付とその添付資料である通	不整合は提出期限を超過しての書類提	
農林水産部	帳の記帳日に不整合が見られ	出が原因であったため、要綱・要領に従	
(畜産振興課)	た。	い適切に書類を提出するよう畜産公社	
		に対し指導を行った。また、提出期限を	
		スケジュール表で管理し、提出期限の20	
		日前をめどに畜産公社あてリマインド	
		の連絡を行うと共に提出された資料に	
		対する担当と総括の二重チェックを徹	
		底し、適切に事務を執行する。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 22-2		報告書
	要綱と異なる書類の提出につ		150ページ
	いて		
	畜産公社から定期的に提出	要綱・要領の様式どおりに書類を提出	
	される貸付金状況報告書の様	するよう畜産公社に対し指導を行った。	
	式が要綱で定められたもので	また、提出期限の20日前をめどに畜産公	
	はないにも関わらず、継続し	社あてリマインドの連絡を行う際にも	
	て受理されていた。	最新の様式を送付し、あらためて適切な	
		様式の使用について周知すると共に提	
		出された資料に対する担当と総括の二	
		重チェックを徹底し、適切に事務を執行	
		する。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 22-3		報告書
	使途の妥当性の検討について		150ページ
	貸付金の実際の使途が要綱	要綱要領に沿って適切に事務処理を	
	に沿っているか否かについ	行い、必要に応じて、書類の原本を確認	
	て、報告資料のみならず、報告	するよう努める。	
	資料の根拠となる預金通帳な	【対応済】	
	どの証憑を入手して吟味する		
	など、チェックをより丁寧に		
	行っていくことが望ましい。		
	【結果】指摘 22-4		報告書
	担保・保証の検討について		151ページ
	当貸付金については担保や	担保不要の判断理由について資料を	
	保証などの保全措置が取られ	作成し保存する。	
	ていないが、担保や保証の要	【対応済】	
	否についての検討資料が確認		
	できなかった。担保を徴求し		

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	なかった場合等については、		
	その判断に至った理由、過程		
	を文書化し、保管しておく必		
	要があると考える。		
産地食肉センタ	【結果】指摘 23-1		報告書
一整備事業資金	担保の検討について		153ページ
	当貸付金について担保や保	今後、同様の貸付事業を行う場合には	
農林水産部	証の検討資料が確認できなか	本指摘を踏まえ担保徴収の要否につい	
(畜産振興課)	った。設備資金に係る金額の	て、その判断過程を文書化し保管する。	
	大きな貸付金については、債	【対応済】	
	権保全の観点から対象設備に		
	ついて可能な限り担保を徴求		
	することが望ましい。		
	担保を徴求しなかった場合		
	は、その判断に至った理由や		
	過程を文書化し、保管してお		
	く必要がある。		
	【結果】指摘 23-2		報告書
	貸付金の資金使途について		153ページ
	産地食肉センター整備事業	今後、同様の貸付事業を行う場合には	
	資金貸付契約書に「貸付金は、	本指摘を踏まえ事業設計を行う。	
	産地食肉センター整備事業以	【対応済】	
	外の経費に使用してはならな		
	い」と定められているものの、		
	整備事業の範囲が客観的に不		
	明確であることから、例えば		
	「センター整備事業で生じた		
	民間融資金の返済金に充当し		
	なければならない」といった		
	ように、より具体的な使途を		
	定めておくことが望ましい。		
	【結果】指摘 23-3		報告書
	効率的な資金提供の方法の検		154ページ
	討について		
	当貸付金のスキームが経済	今後、同様の貸付事業を行う場合には	
	合理性を有したものかについ	本指摘を踏まえ、事業設計の過程資料を	
	て検討した資料が残されてい	残しておく。	
	なかった。	【対応済】	
	代替的なスキームが存在す		
	る場合は、各スキームのメリ		

名 称	監査の結果及び意見	措	置	の	内	 容	備	考
	ット、デメリットを比較検討							
	する必要がある。代替的なス							
	キームとして、例えば、別途交							
	付されている補助金の中に利							
	子相当額を含めることによ							
	り、貸付事務は不要になると							
	いった手法が考えられる。							
	予算上の制約により、代替							
	的なスキームの実現が困難な							
	場合であっても、3Eの観点							
	から検討した過程は残してお							
	くべきである。今後は最小の							
	経費で最大の成果を得ること							
	について、より意識的、積極的							
	に対応されたい。							
森林造成整備事	【結果】指摘 24-1						報告	書
業資金	貸付金の必要性の検討につい						157~	ページ
	て							
農林水産部	この資金は、森林造成・整備	令和5年	年度決:	算にお	いて赤	宗を計上		
(林務管理課)	を行ううえで必要な資金需要	した森林紅	且合は無	悪かった	とものの	の、人件費		
	に対する短期融資となってい	や資材費の	つ高騰力	よどに。	より、県	県内全ての		
	る。金利は市場より低く設定	森林組合の	の経営	が安定	してい	いるとはい		
	されているが、貸出しの条件	えない状況	兄である	5。県と	こしてに	は、森林組		
	として民間からの借入れを行	合の経営領	安定に	向け指	導を強	食化すると		
	っていることが求められてい	ともに、今	後とも	森林整	を備に必	必要な資金		
	る。	を確保でき	きるよう	5支援1	してい	<。		
	平成15年度に創設された制	【対応済】						
	度であるが、近年、森林組合の							
	財政基盤は安定してきてお							
	り、民間の融資状況より優遇							
	した融資を行う必要性は薄ま							
	ってきているとの印象を受け							
	た。仮にこの貸付金の制度を							
	廃止し、民間融資のみによっ							
	た場合には、行政の管理コス							
	トは削減されるメリットも考							
	えられる。							
	長期に継続されてきた制度							
	ではあるが、昨今の時代に必							
	要な貸出金か否かを検討する							

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	余地はあると考える。		
	【結果】指摘 24-2		報告書
	大分県森林組合連合会の決算		158ページ
	書のレビューについて		
	大分県森林組合連合会にお	大分県森林組合連合会及び末端の貸	
	ける決算書の貸借対照表の資	付先である森林組合から決算資料等を	
	産の部に県貸付金が計上さ	徴するとともに、ヒヤリングを通して経	
	れ、その貸付金に対して貸倒	営状況の把握を行っている。	
	引当金が計上されている。	引き続き、債権の回収可能性を含め、	
	所管課においては、貸倒引	経営状況の把握に努める。	
	当金の内容までの把握は行っ	【対応済】	
	ていない。別法人内の運用で		
	あるため、どこまで関わるべ		
	きか難しいところではある		
	が、県の立場は債権者である		
	ことを考慮すれば、債権の回		
	収可能性に関しては把握する		
	必要があると考える。		
乾しいたけ生産	【結果】指摘 25-1		報告書
安定資金	貸付金の目的について		164ページ
	この資金の貸付けは、乾し	令和5年から平均単価も上昇し、大分	
農林水産部	いたけの生産を安定させるこ	県椎茸農業協同組合へも新規参入相談	
(林産振興室)	とを目的としている。大分県	や規模拡大の相談も増加している。これ	
	の乾しいたけは生産量日本一	までは研修会や組合広報誌等で行って	
	であり、昨今の平均単価の増	いた周知に加え、新規参入や規模拡大を	
	加により令和5年までの直近	検討する方への説明を強化し、貸付金制	
	3年間においては販売価格が	度の利用者及び生産量の増加に繋げる	
	約20%増加していることから、	よう指導を行った。	
	生産者を確保する意味では良	また、しいたけ版ファーマーズスクー	
	い傾向である。	ルや生産施設等への整備支援事業を始	
	しかし、その一方で大分県	めとする新規参入者支援事業、増産体制	
	自体の生産量は毎年減少傾向	整備総合対策事業に加え、うまみだけを	
	にある。よって、貸付金制度を	切り口とした百貨店等への消費拡大対	
	利用する生産者を増やすと同	策についても引き続き推進する。	
	時に、生産量も増加するよう	【対応済】	
	な支援を行っていく必要があ		
	ると考えられる。		
	【結果】指摘 25-2		報告書
	連帯保証について		164ページ
	大分県乾しいたけ生産安定	大分県椎茸農業協同組合は貸付金の	

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備	考
	資金貸付要綱では、貸付契約	返済に係る保険等には加入しておらず、		
	の要件として理事全員の連帯	地方自治法施行令第171条の4第2項か		
	保証が求められている。	らも県が当該組合へ貸付を行う際に連		
	県から大分県椎茸農業協同	帯保証人を求めることは必要であると		
	組合に対する貸付金額は3千	考えられる。		
	万円であり、組合員から受け	一方で、理事全員の連帯保証を求める		
	取る金利は0.21%と要綱で決	のは他の貸付金制度と比較しても過剰		
	められている。この場合、組合	であるため、次年度から「理事全員」か		
	が受け取る年間の利息は約63	ら「代表理事全員」へと変更する。		
	千円であり、県に支払う	【対応済】		
	0.01%を控除すると約60千円			
	である。利息に対して、理事が			
	保証する水準が過剰のように			
	思われる。			
	このような連帯保証制度			
	は、県から他の団体に対する			
	貸付けにおいても同様のルー			
	ルが定められていることが多			
	いことから、連帯保証の考え			
	方を検討する余地があると考			
	える。			
大学奨学金貸与	【結果】指摘 26-1		報告書	<b></b>
事業	定員割れの状況について		167~	ージ
	募集実績が定員を下回る状	現在、大分県奨学会が行っている貸与		
教育庁	況が続いている。国の給付型	型奨学金について、ニーズも含めてより		
(教育財務課)	制度の存在を鑑みれば、そも	よい魅力のある制度のあり方を、大分県		
	そもニーズがどこまであるの	奨学会で調査・研究を行うこととした。		
	かを把握するとともに、当該	【検討中(対応進行)】		
	制度の魅力の周知や必要に応			
	じて予算額の見直し等を行う			
	余地があると言える。			
	【結果】指摘 26-2		報告書	<b>*</b>
	県から大分県奨学会に対する		169~	ージ
	無期限無利子貸付について			
	県から大分県奨学会に対し	県から新たな貸与原資の貸付けを必		
	て、実質、無期限無利子で貸付	要としなくなった場合は貸付けを終了		
	けを行っているが、今後の取	することとなっているが、その後も貸与		
	扱いを検討すべきである。	者から返済された貸付金を財源に貸与		
		事業を実施するため、事業を終了するま		
		では県への貸付金の返還は困難。		

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
- 11	ma in the state of	【対応困難】	VIII V
大分県高等学校	【結果】指摘 2 7 − 1		報告書
定時制課程及び	定員割れの状況について		173ページ
通信制課程修学	募集実績が定員を下回る状	各学校からの申請の結果、希望者が各	
奨励金	況が続いている。そもそもニ	学校の定員数を下回った場合は、各学校	
	ーズがどこまであるのかを把	のニーズについて把握した上で、各学校	
教育庁	握するとともに、予算額の見	の定員数に関係なく再度募集を行い、全	
(教育財務課)	直しや全体最適化の検討等を	体最適化を図ることとした。	
	行う余地があると言える。	【対応済】	
高等学校等奨学	【結果】指摘 28-1		報告書
金貸与事業(奨	高等学校等緊急支援奨学金貸		178ページ
学会)	与事業費補助金に係る未返還		
	額について		
教育庁	高等学校等緊急支援奨学金	本事業は、国のスキームに倣って県で	
(教育財務課)	貸与事業費補助金に係る未返	も同様に実施していたが、国の事業廃止	
	還額6,925,236円について、大	に伴い当該補助金の返還要領が定めら	
	分県奨学会から償還を受ける	れたため、大分県奨学会から返還を受け	
	べき返還金であるにもかかわ	て国に返還しているものである。	
	らず、県の財務諸表に計上さ	当該補助金の償還分については、前年	
	れていない。	度に貸与者から返還があった分を当年	
		度償還分としており、償還額を毎年度確	
		定した後、その年度中に償還を受け国に	
		返還しており、決算年度のみの歳入に係	
		る債権のため、県の財務諸表には計上し	
		ない。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 28-2		報告書
	県から大分県奨学会に対する		179ページ
	無期限無利子貸付について		
	県から大分県奨学会に対し	県から新たな貸与原資の貸付けを必	
	て、実質、無期限無利子で貸付	要としなくなった場合は貸付けを終了	
	けを行っているが、今後の取	することとなっているが、その後も貸与	
	扱いを検討すべきである。	者から返済された貸付金を財源に貸与	
		事業を実施するため、事業を終了するま	
		では県への貸付金の返還は困難。	
to the North Control	Ed to No. 10 cm	【対応困難】	to d
地域改善対策奨	【結果】指摘 29-1		報告書
学金	債権の分類及び回収手続の徹		186ページ
401 -4	底について	III. LA 7/ Add LL Add VIZ VV A / D. / L A Add Lt Add	
教育庁	債権を分類する規程等を定	地域改善対策奨学金貸付金債権管理	

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
(人権教育・部	め、債務者の状況に応じて債	マニュアル第15条における債務者の区	
落差別解消推進	権を分類し、分類に応じた回	分を見直し、債務者の状況に応じた分類	
課)	収対応を実施する必要があ	を行うものとし、分類に応じた回収対応	
	る。	を実施する。	
		【検討中(対応進行)】	
	【結果】指摘 29-2		報告書
	時効の管理について		187ページ
	時効を網羅的に管理する仕	債権管理システムで時効管理をする	
	組みを構築し、安易な時効成	ため、システムの改修を行う方向で関係	
	立による回収不能は避ける必	各課と協議する。	
	要がある。	【検討中(対応進行)】	
大分県地域活力	【結果】指摘 30-1		報告書
づくり総合補助	補助金交付先の財政状態の把 		190ページ
金	握について		
A → L → (□ , 1□ , 1□ , 1□ , 1□ , 1□ , 1□ , 1□ ,	補助金交付決定時における	補助金の交付に当たっては、補助事業	
企画振興部	交付先企業の審査を強化する	者の財務の健全性や事業計画の実行可	
(おおいた創生	必要がある。 	能性は、審査の重要な要素と認識してい	
推進課)		る。     このため、令和6年度から外部の専門	
		家による新たな審査制度を創設し、審査	
		体制の強化を図ったところ。具体的に	
		は、補助金額が10,000千円以上のハード	
		事業を対象に、中小企業診断士等の複数	
		の専門家から、事業者の財務健全性及び	
		事業計画の実行可能性について意見を	
		   聴取し、採択の可否を決定する仕組みと	
		した。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 30-2		報告書
	事業計画の実行可能性の検討		191ページ
	について		
	新規ビジネスに対して補助	補助金の交付に当たっては、補助事業	
	金を交付する場合、事業計画	者の財務の健全性や事業計画の実行可	
	の実行可能性を慎重に検討す	能性は、審査の重要な要素と認識してい	
	る必要がある。	3.	
		このため、令和6年度から外部の専門	
		家による新たな審査制度を創設し、審査	
		体制の強化を図ったところ。具体的に ************************************	
		は、補助金額が10,000千円以上のハード	
		事業を対象に、中小企業診断士等の複数	

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		の専門家から、事業者の財務健全性及び	
		事業計画の実行可能性について意見を	
		聴取し、採択の可否を決定する仕組みと	
		した。	
		【対応済】	
生活保護法に基	【結果】指摘 31-1		報告書
づく返還金、徴	生活保護法に基づく返還金及		196ページ
収金	び徴収金を発生させない仕組		
	みの検討について		
福祉保健部	一般的に生活保護受給者に	令和元年度から番号連携サーバーを	
(保護・監査指	対して現金を給付した後に、	適宜活用することにより、年金受給の有	
導室)	生活保護法第63条や第78条を	無、年金額を確認することとしていた	
	理由に費用を回収することが	が、令和6年4月以降はより徹底して確	
	困難になることは想定され	認を行うこととした。	
	る。	また、収入申告義務の周知、収入申告	
	申請書類の収入申告書や資	書の適切な徴取により、収入の適切な把	
	産申告書は自己申告によるも	握に努めている。	
	のであるため、申告漏れのリ	【対応済】	
	スクが生じる。申告内容を確		
	認するための手法として他の		
	行政機関との連携の仕組みの		
	構築を検討することも考えら		
	れる。		
	債権発生を減らすために		
	も、事前の確認作業の充実や		
	状況の変更確認を適時に行う		
	ことができる仕組みを検討し		
	て頂きたい。		
	【結果】指摘 31-2		報告書
	返還金及び徴収金の発生年度		197ページ
	の対応について		
	このような債権は長期化す	令和6年4月に発生時初期対応を整	
	るほど回収が困難になる傾向	理したマニュアルを作成し活用してい	
	がある。そのため、返還金及び	る。	
	徴収金については、発生時の	【対応済】	
	初期対応を整理したマニュア		
	ル等を作成するよう検討して		
	頂きたい。		
	【結果】指摘 31-3		報告書
	新型コロナウイルス感染症対		197ページ

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	策の規制緩和後の債権回収に		
	ついて		
	令和3年度の債権回収状況	令和5年4月に訪問自粛制限が解除	
	は、他の年度と比較すると低	されたことから、改めて訪問、督促、催	
	い値となっている。訪問でき	告を適切に実施し、不良債権とならない	
	ない状況や被保護者の収入減	よう努めている。	
	少等が生じたことが想定さ	【対応済】	
	れ、やむを得ない面もあるか		
	もしれない。		
	しかし、新型コロナウイル		
	ス感染症の感染対策等が規制		
	緩和されたため、今後は回収		
	率をより一層高める努力が必		
	要である。不良債権とならな		
	いよう、早めに処置すること		
	を心掛けて頂きたい。		
被保護家庭の高	【結果】指摘 32-1		報告書
校奨学資金返還	不納欠損処理の検討について		200ページ
金	令和4年度の回収状況から	地方自治法第96条第1項10号で「法律	
	単純計算すれば、回収に約60	若しくはこれに基づく政令又は条例に	
福祉保健部	年を要することになる。	特別の定めがある場合を除くほか」権利	
(保護・監査指	また、大分県生活保護家庭	を放棄するためには、議会の議決を得る	
導室)	児童奨学資金貸付金は私法上	必要があるため、他部局の例を参考に検	
	の債権に当たるため、時効の	討中である。	
	援用がなければ債権の消滅は	【検討中(検討)】	
	期待できない。		
	このような回収業務を継続		
	して60年も実施することは、		
	事務の効率性や費用対効果か		
	ら望ましいと言えない。返済		
	ができないと判断したものに		
	関しては、不納欠損処理を検		
	討する余地があると考える。		
児童福祉法第56	【結果】指摘 33-1		報告書
条第2項の規定	現年度分の徴収率の向上につ		206ページ
に基づく負担金	いて		
	令和4年度の県の徴収率を	家庭から離れて施設等で生活をせざ	
福祉保健部	見れば、現年度分は60.4%と	るを得ないこどもの大半は保護者から	
(こども・家庭	なっている。一方、過年度分の	の虐待を受けてのものであり、保護者の	
支援課、障害福	徴収率は25.0%となっており、	消極的同意のもとで入所等措置を行っ	

名	 監査の結果及び意見	措置の内容	備	考
祉課)	現年度分と比較すると低い割	ていることが多く、負担金制度そのもの		
	合となっている。	についての理解も薄い。令和2年度は保		
	そのため、現年度分の回収	護者の理解が得られたことで高い徴収		
	率を向上させることが不良債	率となったことから、引き続き措置開始		
	権の防止につながることにな	に当たっては、保護者への十分な負担金		
	るであろう。初期段階での保	制度説明により納入意識を高めるとと		
	護者への納付指導をより一層	もにその後の納付指導を徹底している。		
	充実させる必要があると考え	【対応済】		
	る。			
	また、過去の推移を見れば、			
	令和2年度の徴収率は96.3%			
	と高い値となっていたが、そ			
	れ以降、徐々に低下してきて			
	いる。徴収率が下がった原因			
	を分析し、向上するような手			
	立てを考えていく必要があ			
	る。			
	【結果】指摘 33-2		報告書	
	不納欠損額の縮小に向けた取		207~~	-ジ
	組について			
	当債権は公法上の債権とし	消極的同意で入所措置等を行ってい		
	て地方自治法第236条の消滅	る中で、家庭の個別事情が配慮されない		
	時効の適用を受けるため、5	一方的な取り立てが行われた場合、保護		
	年を経過した時点で時効が成	者の施設入所等の同意が翻る恐れがあ		
	立し、債権が消滅する。	り、(強引な家庭引取り要求の増加等に		
	県全体で見ると調定額は増	より) こどもの安全安心な生活が保障で		
	加傾向にあり、不納欠損額も	きない可能性があるため、保護者に対し		
	比例して増加している印象を	て継続的に納付指導を行っている。		
	受ける。	【対応済】		
	個別の不納欠損額を見れ			
	ば、数千円のものも多く存在			
	するが、払えない金額ではな			
	いようにも思える。強制徴収			
	が可能な債権であることを鑑			
	みれば、何らかの収入から徴			
	収することができないかを検			
	討することも必要と考える。			
	【結果】指摘 33-3		報告書	
	不納欠損処理の妥当性の検討		207~~	ージ
	について			

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備	考
	当貸付金に係る債権管理業	令和2年2月に事務処理の見直しや		
	務は、児童相談所、市福祉事務	手順確認を行っており、引き続いて、毎		
	所、県本庁各課(こども・家庭	月、市福祉事務所から提出される徴収報		
	支援課、障害福祉課)がそれぞ	告を確認するとともに、年に1回、前年		
	れ役割を担っている。	度の収入額等の確認を行っている。		
	最終的な債権リスクは県が	【対応済】		
	負っているが、督促状の送付			
	や催告は児童相談所が行い、			
	徴収額の管理は市福祉事務所			
	が行っている。また、不納欠損			
	処理は市から県への報告後、			
	県が処理する流れとなってい			
	る。			
	不納欠損の理由の大半は納			
	入の見込みがないもの、及び			
	時効になったものである。県			
	が債権リスクを負っている以			
	上、定期的に市町村の判断が			
	適正であったか検証すること			
	も重要であると思われる。			
	【結果】指摘 33-4		報告書	ţ.
	不納欠損処分調書について		208~	ージ
	不納欠損処理を行う場合、	児童相談所による督促状発行を始め		
	各市町村が作成した様式2	た令和3年度から、円滑な業務実施のた		
	「児童福祉法第56条に基づく	めに、行方不明など連絡がつかない保護		
	不納欠損処分調書」が県に提	者を除いて、財産の状況を確認し記載す		
	出される。その中に財産状況	るよう市福祉事務所に対して指導して		
	の記載欄があるが、市町村に	いる。		
	よっては全く記載がないもの	【対応済】		
	が見受けられた。			
	児童福祉法第56条第2項に			
	基づく負担金は強制徴収が可			
	能な債権であるため、財産の			
	状況についても調査し、記載			
	する必要がある。			
行政代執行費用	【結果】指摘 34-1		報告書	ŧ
	回収業務の効率化について		212~	ージ
生活環境部	毎期の回収額が少額であ	東京都所在の2債権回収業者及び九		
(循環社会推進	る。債務者の資産、所得の状況	州所在の2債権回収業者に確認したと		
課)	から現状より回収額を引き上	ころ、貸付けの債権回収事業を実施して		

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	げるのは難しいため、回収に	いる業者はあるが、代執行費用の公債権	
	係る費用を勘案し、債権回収	の回収業務はいずれの業者も行ってお	
	業者への業務委託も検討すべ	   らず、債権管理回収業に関する特別措置	
	きである。	法の規定から業者の事業の範囲外との	
		   回答があった。業務委託は困難であり、	
		   引き続き県が直接対応を行う。	
		【対応困難】	
農業改良資金貸	【結果】指摘 35-1		報告書
付金、農業改良	契約書と要領の不整合につい		222ページ
資金違約金	τ		
	延滞状況等の状況報告書の	委託契約書との整合性を図るため、令	
農林水産部	   提出時期について、事務委託	   和6年1月29日に要領に記載の提出時	
(団体指導・金	契約書では翌月10日までと定	  期を5日から10日に訂正した。また、延	
融課)	められているが、滞納整理事	   滞状況の報告については、令和4年5月	
	務処理要領では翌月5日まで	   以降は委託契約書に定められた期日ま	
	と定められており、契約書と	   でに報告されており、引き続き、適切な	
	要領との間で不整合が生じて	-   事務手続を行っていく。	
	   いた。契約書を作成する際は、	【対応済】	
	契約書の内容が要領に沿って		
	いるかを確認することが求め		
	られる。		
	また、令和4年4月分の延		
	   滞状況等の報告日が5月11日		
	となっており、契約書及び要		
	   領の定めた期限を双方とも超		
	過していた。ルールに沿った		
	事務手続が行われるよう改善		
	する必要がある。		
	【結果】指摘 35-2		報告書
	誓約書のチェックについて		223ページ
	償還誓約書の償還計画欄が	償還計画の記入や記名押印など、記載	
	空欄となっているものを受理	内容の確認を徹底し、償還状況を随時確	
	しているケースが見受けられ	認するなど、令和6年以降、適切に対応	
	た。	していく。	
	誓約書は債務確認や返済義	【対応済】	
	務を認めさせるもののみなら		
	ず、債務の完済に向け可能な		
	限り効果的に活用されたい。		
	記名・押印された誓約書を入		
	手することのみが目的となら		

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備 考
	ないよう、誓約書のチェック		
	及び返済への活用を進めてい		
	く必要がある。		
	【結果】指摘 35-3		報告書
	返済金額が償還計画を下回っ		223ページ
	た場合の対応について		
	償還誓約書の償還計画に記	指摘の内容を踏まえ、今後、滞納者と	
	載されている金額どおりに回	の接触状況など、対応記録として残すと	
	収できなかった場合の対応記	ともに、事務処理要領に従って、各滞納	
	録が残されていなかった。	者の経過期間に応じた面接、誓約書の提	
	償還計画どおりに支払われ	出等の事務処理を実施する。	
	ない場合、直ちに債務者と接	【対応済】	
	触するよう努め、その過程や		
	顛末を記録しなければ回収が		
	さらに難しくなる可能性があ		
	ることを認識し、適切な事務		
	処理を行うよう改善された		
	V,		
	【結果】指摘 35-4		報告書
	事業者の滞納原因の十分な検		223ページ
	討について		
	他の金融機関の融資返済が	今後は、財政状況等の資料を入手し、	
	あるため支払いができないと	判断結果を文書化し、記録として残すな	
	する滞納者については、滞納	ど、適切な事務処理を行っていく。	
	者の主張を鵜呑みにせず、財	【対応済】	
	政状態や経営成績に関する資		
	料を入手した上で判断したこ		
	とを文書化しておくことが望		
	ましい。		
	【結果】指摘 35-5		報告書
	要領に沿った誓約書の取扱い		223ページ
	について		
	誓約書について、滞納整理	指摘の内容を踏まえ、今後、事務処理	
	事務処理要領に沿った取扱い	要領に従って、各滞納者の経過期間に応	
	が行われていないケースが見	じた面接、誓約書の提出等の事務処理を	
	受けられた。所管課は日常的	実施する。	
	に要領を閲覧し、内容を把握	【対応済】	
	した上で規定に沿った業務を		
	行う必要がある。		
	【結果】指摘 35-6		報告書

h 14	野木の休用 T が A 日		/++: - <del>  /</del> -
名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	延滞金の計上漏れについて		224ページ
	特定の借受者に係る平成15	元本の償還が完了したにもかかわら	
	年12月償還期限分に対する違	ず、確認不足により、延滞金の調定が漏	
	約金1,729千円が延滞金とし	れていたものであり、令和6年2月13日	
	て計上されていなかった。事	に調定している。今後は、償還完了時に	
	務手続をタイムリーに行うべ	調定の有無を供覧文書に記載し、担当と	
	きである。 	総括の二重チェックを徹底し、遅滞なく	
		事務手続を行っていく。	
		【対応済】	
港湾使用料(一	【結果】指摘 36-1		報告書
般会計)、港湾	適時適切な不納欠損処分につ 		229ページ
使用料(特別会	いて		
計)	既に過年度に時効が成立	港湾管理担当者会議において、不納欠	
	し、不納欠損処分を行うべき	損処分の対象があるか確認の徹底を図	
土木建築部	だった債権が令和4年度に不	るとともに、令和6年度改定の港湾関係	
(港湾課、各土	納欠損処分が行われている。	における債権管理マニュアルの活用に	
木事務所)	適時適切な不納欠損処分を実	より、適時適切な不納欠損処分を行う。	
	施する必要がある。	【対応済】	
	【結果】指摘 36-2		報告書
	適時適切な催告の実施につい		231ページ
	て		
	令和4年度に時効が成立し	指摘のあった土木事務所においては、	
	た債権について、債権管理簿	令和4年度から督促状送付後に納入期	
	を閲覧した結果、適時に催告	限までに納付が確認できない債権につ	
	が実施されていないケースが	いて、適時催告書の送付や、電話催告・	
	見受けられた。適時納入者と	臨戸催告時のマニュアルを別途令和6	
	の公平性の観点からも、安易	年11月に作成し、ケースに応じた対応を	
	に時効を成立させてしまうこ	するなど、適切な催告の実施に努めてい	
	とは望ましくなく、適時適切	る。	
	な催告を実施すべきである。	他土木事務所においても、令和6年度改	
		定の港湾関係における債権管理マニュ	
		アルを活用し、適時適切な催告の実施に	
		努める。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 36-3		報告書
	延滞金の収納率について		232ページ
	延滞金について、収納率が	督促の際に、債務者へ延滞金の発生を	
	低い状況が継続しているた	説明する等、延滞金徴収にも努める。ま	
	め、収納率向上に向けた施策	た、担当者会議を活用する等、各土木事	
	の実行が望まれる。	務所が持つノウハウの共有を図る。	

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		【対応済】	
	【結果】指摘 36-4		報告書
	許可申請書の提出時期につい		233ページ
	τ		
	小型船舶の管理台帳を閲覧	事前申請を徹底するよう小型船舶所	
	した結果、港湾施設使用許可	有者に対し引き続き指導していく。	
	申請が事後申請となっている	【対応済】	
	船舶が散見されたため、事前		
	申請を徹底するよう指導する		
	ことが望ましい。		
	【結果】指摘 36-5		報告書
	債権管理簿の金額誤りについ		234ページ
	τ		
	延滞金について、正しい金	各土木事務所において、複数人で確認	
	額が債権管理簿に転記されて	するなどチェック体制の強化を図ると	
	おらず、債権管理簿の金額と	ともに、財務会計システムとの連携につ	
	財務会計システムの金額に不	いては、担当課へ要望を行った。	
	整合が生じていた。チェック	【対応済】	
	体制の強化を図ることに加		
	え、例えば財務会計システム		
	と連携して延滞金を自動で計		
	算する等、DX化を推進する		
	ことにより、処理体制を強化		
	することが望ましい。		
県営住宅使用料	【結果】指摘 37-1		報告書
(一般会計)	施設の利用状況について		239ページ
	入居率が年々減少してお	県営住宅(8,586戸)及び共同施設につ	
土木建築部	り、かつ、実質、空き家戸数が	いては、大分県公営住宅等長寿命化計画	
(公営住宅室)	増加している。人口減少に伴	(R4~R13) に基づき、建替事業、計画修	
	い、この傾向にさらに拍車が	繕、個別改善及び用途廃止等を計画的に	
	かかる可能性も否定できな	進めているところである。なお、計画最	
	い。施設の魅力度を向上させ	終年度の目標供給戸数は7,600戸程度と	
	ることや施設の有効活用、入	している。	
	居率の低い施設の取り壊し等	【対応済】	
	を検討すべきである。		
	【結果】指摘 37-2		報告書
	適時適切な不納欠損処分につ		240ページ
	いて		
	県は債務者の死亡・所在不	不納欠損処分対象者の把握や管理を	
	明等を理由に、必要な証拠書	徹底するとともに、大分県債権管理マニ	

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	類を入手したタイミングで不	ュアルの活用及び県営住宅家賃不納欠	
	納欠損処分を実施している。	損処分実施基準により適時適切な不納	
	適時適切な不納欠損処分を行	欠損処分を行う。	
	う必要がある。	【対応済】	
	【結果】指摘 37-3		報告書
	遅延損害金の徴収について		241ページ
	遅延損害金の徴収につい	公営住宅は低額所得者を対象として	
	て、他の利用者との公平性及	いること等から、徴収困難と考えてい	
	び債権回収を促す観点から、	<b>వ</b> .	
	検討すべき余地がある。	【対応困難】	
個人医業未収金	【結果】指摘 38-1		報告書
	未収率について		247ページ
病院局	未収率は逓減傾向にはある	今年度から医療相談室の医療ソーシ	
(大分県立病院)	が、未収率改善に向けた実効	ャルワーカーを正規職員2名体制(昨年	
	性のあるアクションプランの	度:正規職員1名+非正規1名)とし窓	
	策定が望まれる。	口の体制強化を図り、未収金の防止対策	
		の強化に取り組んでいる。	
		アクションプランについては、効果的	
		な未収率改善に向けて、現在、策定中で	
		ある。	
		【検討中(対応進行)】	
	【結果】指摘 38-2		報告書
	遅延損害金の徴収について		247ページ
	遅延損害金の徴収につい	経済的な理由で未収となっている債	
	て、他の適時納入者との公平	務者に医療費に加えて遅延損害金を課	
	性及び債権回収を促す観点か	すことは、さらに債務者の生活を圧迫	
	ら、検討すべき余地がある。	し、支払を困難とする可能性が高いため	
		遅延損害金の徴収は困難である。	
		【対応困難】	
	【結果】指摘 38-3		報告書
	長期間滞納している債務者に		248ページ
	ついて		
	未収金管理システム上、長	令和6年9月までに長期間滞納整理	
	期間滞納整理状況が把握され	状況が把握されていなかったケースに	
	ていない債務者が見受けられ	ついては、全て自宅訪問や住民票の調査	
	た。適時適切に滞納管理を行	などの対応を行った。	
	う必要がある。	なお、長期滞納者のうち、納付誓約が	
	また、長期滞納者のうち、納	なく、時効援用の意思もない債務者につ	
	付誓約がなく、時効援用の意	いても、自宅訪問により再度説明を行っ	
	思もない債務者については、	た結果、時効援用の意思表示により不納	

名 称	監査の結果及び意見	措置の内容	備 考
	管理コスト低減の観点からも	欠損処分に至っている。	
	法的措置や権利放棄について	【対応済】	
	検討する余地がある。		
	【結果】指摘 38-4		報告書
	入院未収金の催告開始時期に		250ページ
	ついて		
	入院未収金については翌月	今年度から入院未収金も外来未収金	
	から催告開始となるが、金額	と同様に、退院した当月から催告を開始	
	的な重要性や外来未収金との	することとした。	
	公平性を鑑みれば、当月から	【対応済】	
	催告を開始する余地がある。		
	【結果】指摘 38-5		報告書
	外部委託先からの情報収集に		251ページ
	ついて		
	大分県立病院では概ね1年	今年度から滞納整理状況が把握でき	
	が経過した未収金について、	ていなかった弁護士法人からも定期的	
	複数の弁護士法人に債権回収	に業務報告書を受け取るようにし、債務	
	業務を委託している。しかし、	者の滞納整理状況を把握することとし	
	一部の委託先の滞納整理状況	た。	
	がアップデートされていない	【対応済】	
	ことから、債務者情報を定期		
	的に入手する必要がないか検		
	討する余地があると考える。		
	【結果】指摘 38-6		報告書
	連帯保証人への請求について		251ページ
	大分県立病院医業未収金取	令和6年9月に「未納者と連絡が取れ	
	扱要領第16条において、連帯	ない場合や支払の目処が立たない場合	
	保証人への請求手続に関する	は、速やかに連帯保証人に請求する」こ	
	規定が定められているが、「場	とに規程を改めた。	
	合によっては請求する」など	【対応済】	
	曖昧な規定となっている。連		
	帯保証人への督促時期の目安		
	を定めるなど、規程を整備す		
	る必要がないか検討する余地		
	がある。		
	【結果】指摘 38-7		報告書
	未納診療費等の納入方法につ		251ページ
	いて		
	未納診療費等の納入方法が	コンビニエンスストアでの支払につ	
	県立病院会計窓口と大分銀行	いては、サービス利用に係る初期費用や	

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備	考
	のみとなっているが、コンビ	毎月の基本料金、支払手数料などが発生		
	ニエンスストアや他行での支	し、それを県病が負担しなければならな		
	払を可能にする等、納入方法	いこと、また、訪問徴収や弁護士法人に		
	の拡充の余地がある。	よる債権回収によっても残された未納		
		診療費については、支払う意思がないも		
		のや経済的な理由によるものであるた		
		め、病院経営の観点から、費用をかけて		
		もそれ以上の経営効果が得られにくい		
		と考える。		
		なお、診療費の支払は県病の時間外窓		
		口で休日・夜間に支払が可能であるこ		
		と、また、手数料はかかるが他行から当		
		院銀行口座への振込みも可能であり、県		
		外など近隣に大分銀行がない方には振		
		込先口座情報を提供することで、夜間や		
		休日、遠方での支払にも対応している。		
		今年度には、時間外窓口でもクレジッ		
		トカードでの支払ができるよう支払方		
		法を拡充することとしている。		
		【対応済】		

(注)表中の「報告書」とは、令和6年3月29日付大分県報(監査公表)に登載の監査委員公表第722号により公表された「令和5年度包括外部監査結果報告書」である。